日野市告示第239号

市道の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道の供用を開始する。

なお、関係図面は、令和8年11月18日から2週間、日野市役所及び日野市役所まちづくり部道路課において一般の縦覧に供する。

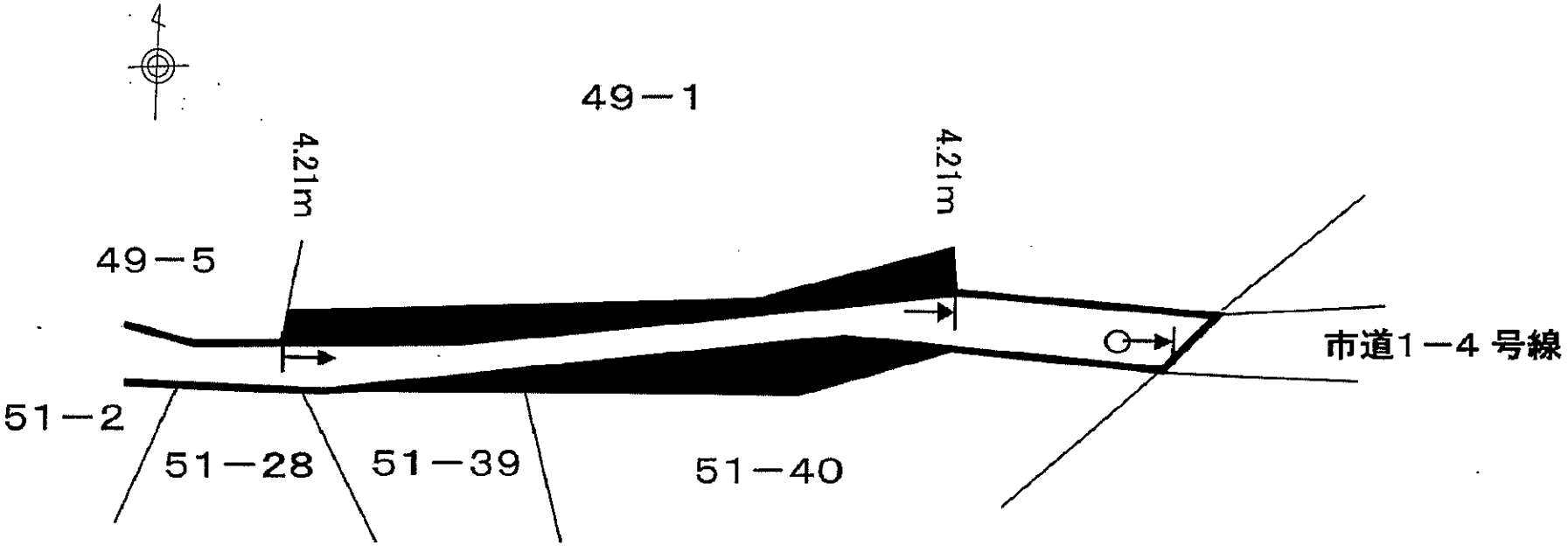
令和8年11月18日

日野市長　古賀壮志

記

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
市道	市道 N1－2号線	自　三沢三丁目49－1番地 至　三沢三丁目51－40番地	令和8年11月18日

市道N1－2号線　供用開始略図　S＝Free



供用区間延長	26.51	m(編入)
	0	m(廃止)
供用区間幅員	4.21	m(編入)
	0	m(廃止)
供用区間面積	38.12	㎡(編入)
	0	㎡(廃止)

凡　例	
既存市道路線	
供用開始	
供用廃止	
供用区間起点	⊢→
供用区間終点	→⊣
路線認定起点	◎→
路線認定終点	○→⊣

案 内 図

